答申書

平成26年1月23日

京都市長 門川 大作 様

子どもを共に育む京都市民憲章 推進協議会 会長 長屋 博久

平成25年8月29日付け保子児第292号をもって諮問のありました「子どもを 共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する具体的方策及び条例の見直しについて」, 審議を行った結果,別記のとおり答申します。

子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する 具体的方策及び条例の見直しについて

平成26年1月

京都市子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会

第1 はじめに

子どもは社会の宝であり、希望である。そして子育ては、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動するとともに、保護者自身も成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす営みである。

一方で、物質的に豊かな社会環境の中で育ち、結婚や妊娠・出産を「選択肢のひとつ」であるとの価値観を持つ者も少なくない世代である、今の父親・母親の中には、子育ては、自分の自由な時間が無くなり、我が子の存在をひとときも頭から離せず、我が子の命が自分の手に委ねられる困難な体験であると受け止め、子育ての喜びや生きがいを感じる前に、ストレスばかりを感じてしまう場合もある。

加えて,子どもの尊い命が失われる児童虐待やいじめが全国で跡を絶たず,また,スマートフォンの急速な普及に伴うインターネットの弊害等が社会問題化するなど,子どもの健やかな成長を脅かす様々な課題が顕在化している現代社会は,保護者だけで子育てをすることは困難な時代であると言える。

「子どもを共に育む京都市民憲章」(以下「憲章」という。)は、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ社会を目指し、大人として何をすべきか、市民共通の行動規範として、平成19年2月5日に制定された。

さらに、憲章の理念が市民生活の隅々にまで浸透することを目指し、平成23年4月1日、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」(以下「条例」という。)が施行され、家庭、地域、学校、企業など、社会のあらゆる場に実践行動の輪が広がるよう、毎年度の行動指針の策定をはじめ、憲章の普及と実践の推進に取り組んできた。

しかし, 憲章の理念を届けたい人に確実に届けることができているとは言えず, 市 民生活の隅々にまで浸透させるためには, 一層の普及啓発に取り組む必要がある。

そのような中、平成25年6月に、人づくり21世紀委員会が、憲章の更なる普及等に関する提言「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例~憲章の実践に関する緊急の方策~を見つめ直して」を市長に提出され、この提言を踏まえ、同年8月29日に、市長から本推進協議会に対して、憲章の実践の推進に関する具体的方策及び条例の見直しについて諮問された。

本推進協議会においては、市民の意見を聞く観点を重視し、全市3会場での市民公 聴会の開催や市民フォーラムの開催、答申案に対する市民意見募集を通じて市民の皆 様から幅広い意見を聴取する機会を持ちつつ、今年度、計7回にわたる推進協議会で 議論を重ね、この度、「憲章の実践の推進に関する具体的方策及び条例の見直しにつ いて」を答申するものである。 本答申を踏まえた取組の推進及び条例の改正により、憲章が市民にとって、より身近なものとなり、憲章の実践が一層推進され、社会全体で子どもを育む京都のまちづくりに寄与することを念願している。

第2 子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する具体的方策及び条例の 見直しについて

1 憲章の普及及び実践の推進のための取組について

(1) これまでの取組及び課題

子どもを共に育む京都市民憲章(以下「憲章」という。)は、子どもたちのために大人として何をすべきか、市民共通の行動規範として、平成19年2月5日に制定された。憲章制定後、市民の行動の輪は着実に広がっているが、子育ての不安や孤立感、児童虐待やいじめ、インターネットの不適切利用等、保護者や子どもを取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。こうした中、京都のまちが培ってきた次世代育成の精神と地域社会の力に依拠しつつ、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築いていくためには、憲章の理念が家庭、地域、学校、企業など社会のあらゆる場に広がり、しっかりと根付くよう、取組を進めていく必要がある。

京都市では、憲章の普及及び実践の推進のため、「市民しんぶん」や「家庭教育新聞」による啓発、各種リーフレットやポスターの作成・配布、子ども向けイベント等を通じた啓発など、様々な機会をとらえた広報活動を行っている。平成23年4月には、子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例(以下「条例」という。)を施行し、市民の実践活動を一層促進するため、条例に基づき、毎年度の「行動指針」として、できる限り具体的な内容の取組目標を定めるとともに、モデルとなる活動に取り組む個人や団体を「実践推進者」として表彰するほか、毎年2月5日を「憲章の日」と定め、憲章の実践を推進する機運づくりを進めている。

あらためてこの憲章は、子どもを社会の宝として、愛し、慈しみ、将来を託してきた、人づくりの伝統を有する京都であるからこそ生まれた誇るべきものであるが、憲章の制定から6年が経過した現在、小学生の保護者における憲章の認知度が26%(*)にとどまるなど、いまだ憲章を知らない市民も多く、なお一層の普及と理念の定着に向け、引き続き、啓発が不可欠である。一方、「憲章の理念を実践していると思う」保護者は全体の43%(*)に上り、さらに、「今後、実践したいと思う」保護者は51%(*)となっており、この「実践したい」という思いを実際の行動に結び付けるための取組や機運づくりの充実が必要である。

*「子どもを共に育む京都市民憲章に関するアンケート」 (平成 24 年 9 月実施, 京都市教育委員会) より

(2) 具体的方策

憲章の理念をわかりやすく伝えるとともに、市民が憲章により親しみを持ち、 身近なものと感じられるようにするため、本推進協議会の意見も踏まえ、現在、 憲章の愛称及びロゴマークの制定作業が進められている(平成25年度中に制 定予定)。憲章の理念が市民のあらゆる世代に浸透するように,従来の広報紙による啓発に加え,この愛称及びロゴマークを活用した広報や,スマートフォンアプリ等の紙以外の媒体を通じた情報発信,憲章の理念を具現化した歌やイラストの活用等,憲章の理念を効果的に周知する啓発手法を検討するとともに,事業者を含めた社会のあらゆる構成団体を対象に積極的な広報活動を展開していく必要がある。

また,各地域で行われている様々な子育て支援に関する市民の自主的な活動について,こうした活動がまさに憲章の理念を実践するものであるという意識を喚起し,憲章の理念と各地域での実践活動を結び付けることで,地域の発信力を生かした普及啓発につながることが期待できる。

【新たな取組】

- ア 憲章の愛称及びロゴマークの制定,これらを活用した憲章の理念をわかりや すく周知するための広報
- イ スマートフォンアプリ等の活用など若い世代にも効果的な広報啓発,事業者 を対象にした情報発信の充実
- ウ 市民等の自主的な活動を, 憲章の実践に結び付ける仕組みづくり

【引き続き実施する取組】

- ア 実践活動を促進するための、毎年度の「行動指針」の策定と啓発
- イ モデルとなる活動に取り組む個人・団体等への「実践推進者表彰」
- ウ 「憲章の日(2月5日)」を契機とした啓発イベントの開催
- エ 「市民しんぶん」「家庭教育新聞」等による継続的な啓発

2 緊急の方策について

(1) 経過

条例では、子どもの命や健やかな育ちを脅かすものに対する「緊急の方策」として、「児童虐待対策」、「いじめ対策」、「児童ポルノ対策」、「薬物乱用対策」、「性感染症対策」、「インターネットの不適切利用対策」及び「電子・映像メディア依存対策」の7つの方策について規定している。条例制定時には、この緊急の方策について強い手立てを条例に規定することを求める意見もあったが、国や京都府が罰則を含めた法令による規制を検討している状況を勘案し、必要性が生じた段階で再度検討することとされた。また、子どもを取り巻く環境の変化のスピードを勘案して、施行後3年を目途という早いサイクルでの条例の見直しについて盛り込まれた。

(2) 条例見直しの方向性について

人づくり21世紀委員会から,条例に規定する7つの「緊急の方策」の中で,特に深刻な課題として受け止められている「児童虐待」「いじめ」「インターネットの不適切利用」の3つを取り上げ,その対策について提言がされた。

本推進協議会においても、各課題を巡る動向を点検した結果、7つの「緊急の方策」については、いずれもその課題が解消されたといえる状況にはなく、また、新たに表面化し、緊急の対応が求められる事項が他にないことから、引き続き、既存の7つの「緊急の方策」について、市民・地域ぐるみの取組を進める必要がある。

条例制定後,児童虐待やいじめの防止,児童ポルノの規制,脱法ドラッグ対策,性感染症対策及び携帯電話等へのフィルタリングサービス利用促進等について,国・京都府での法整備や京都市における取組が進められており,こうした状況を勘案すると,今回は,緊急の方策に係る京都市独自の罰則規定の導入を図るべきものは見当たらない状況にある。

一方,条例制定後,急速に普及の進むスマートフォンや,ツイッター・Facebook・LINE等のいわゆるソーシャルメディアは,コミュニケーション手段の提供に積極的な役割を果たす一方,長時間利用による生活の乱れや,利用の容易さなどから不用意な発信を行ってしまうなど,子どもたちの健やかな育ちに悪影響を与えており,ソーシャルメディアを含む「インターネットの不適切利用対策」及び「電子・映像メディア依存対策」については,更なる取組の拡充が必要である。また,例えば「インターネットの不適切利用」と「いじめ」といった緊急の対策を要する課題同士が結びつき,より複雑になっているケースへの対策を講じる必要も生じており,引き続き,7つの緊急の方策に関する具体的な施策の実施状況とその効果を検証するとともに,必要性が生じた場合には,本市独自の罰則規定の導入を含めた条例の見直しに取り組む必要

がある。

なお、「緊急の方策」の表現については、「基本的な方策」と対をなすことに留意しつつ、「緊急性」と「重要性」の2つの視点から、7つの項目に優先順位を設けることや、長期的に取り組むべき課題と短期的に取り組むべき課題に分けて考えることについて議論し、「緊急」という表現を変えるべきとの意見も出されてきた。今回は、課題が表面化し、社会問題化している緊急に対処すべき事案に、引き続き市民と行政が一体となって対応していくため、「緊急」という表現を残すこととするが、これらの意見を十分に踏まえ、今後、毎年度定める行動指針に重点項目を設けるなど、優先的、重点的に取り組む課題を明確にし、対応することとする。

【条例見直しの方向性】

- ア 緊急の方策に係る京都市独自の罰則規定については,条例制定後,国・京 都府での法整備や京都市における取組が進められている状況等を勘案し,今 回の導入は見送る。
- イ 引き続き、子どもの命や健やかな育ちを脅かす事態に対処するため、必要性が生じた場合には、本市独自の罰則規定の導入を含めた条例の見直すことについての規定を設ける。
- ※ ソーシャルメディアの不適切利用対策については、下記「項目3」を参照

3 ソーシャルメディアの不適切利用対策について

(1) これまでの取組及び課題

子どもによる携帯電話の利用に関しては、これまでから、利便性の反面、個人情報の流布や有害サイトの閲覧、詐欺被害、悪意ある大人の「誘い出し」による性犯罪といった危険性が指摘されてきた。京都市では、平成19年に「子どもの『携帯』利用に関する連絡会議」を設置し、PTA、学校、市民団体、携帯電話会社、行政機関の連携の下、啓発活動に取り組むとともに、保護者に対して「フィルタリングの設定」や「家庭でのルール作り」を呼び掛けてきた。また、条例制定時には、「インターネットの不適切利用対策」と「電子・映像メディア依存対策」を「緊急の方策」として明文化した。

しかしながら、条例制定後、スマートフォンの普及に伴い、ソーシャルメディアが、子どもたちの間にも急速に広がり、保護者の知らない間に子どもたちがこれらを介して犯罪等に巻き込まれたり、長時間にわたる利用(依存状態)などにより生活を乱したりするケースも増加している。また、迷惑行為の写真をインターネット上にアップロードするなど、モラルを逸脱した行為も跡を絶たない。

(2) 具体的方策及び条例の見直しについて

子どもに、スマートフォンや携帯電話、携帯型ゲーム機などインターネット 通信が可能な機器(以下「携帯電話等」という。)を持たせる場合には、保護者 がその仕組みや危険性を十分に把握したうえで、責任を持って安全な環境で使 用させることが大切である。子どもはもとより、保護者の中にも、ソーシャルメディアはインターネットとは無関係と認識している人もいる。このような状況において、保護者が、子どもの発達段階に応じてソーシャルメディアを含むインターネットの利用状況を把握し、適切に管理することができるよう、保護者向けに、インターネットの特徴・危険性を伝え、安全対策や家庭における使い方の取決めなどの啓発を積極的に行っていく必要がある。

また,事業者の協力も不可欠である。携帯電話事業者やインターネット接続 事業者(プロバイダ等)だけでなく,ソーシャルメディア関連事業者やコミュニケーションアプリの提供事業者,コンテンツ配信事業者などを含め,広く青少年のインターネット利用に関わる事業者にも,保護者の取組への協力を求めるとともに,社会全体で高度な情報モラルを共有するため,これら事業者や保護者,地域,行政が連携して取組を進めていかなければならない。

あわせて、子どもたち自らが使用のルール等を考える取組として、小中高生向けソーシャルメディア利用ガイドラインの策定等を検討するとともに、スマートフォンやソーシャルメディアの特性を踏まえた子どもへのインターネットリテラシー教育や育ち学ぶ施設職員への研修の充実も必要である。

さらに、子どもたちの規範意識や豊かな心を育むため、地域でのボランティア活動等における世代を超えた多くの人々との関わりの中で、自己有用感(自分は相手の役に立つことができる、必要とされていると感じる感情、思い)を高め、ルールの意味や重要性を学べる機会を提供することが必要である。また、スポーツや文化活動、自然体験活動などを通して、人と人の直接的なコミュニケーションを図る機会を提供し、多様な価値観や豊かな感性を広げる取組も大切であり、これらのことがソーシャルメディア対策を背後で支えるものとなる。

【条例見直しの方向性】

- ア 保護者が、携帯電話等を子どもに利用させるときに、ソーシャルメディアの利用に関する取り決めをするよう努めることを求める。
- イ ソーシャルメディアの不適切利用対策を進めるため、保護者の取組への協力 義務を課す対象事業者(インターネット関連事業者)の拡大などを規定する。(第 26条第3項)

現行条文:インターネット接続役務提供事業者(プロバイダ等)と携帯電話インターネット接続役務提供事業者(携帯電話会社)

改正案 : 青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者(*)

- *「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」より
- ウ 現行条文の「携帯電話等」には、スマートフォンやインターネットに接続可能なゲーム機器についても含まれるが、より明確な表現とするため、「インターネット通信端末機器」などに変更する。(第26条)

【新たな取組】

- ア 社会全体で高度な情報モラルを共有するための,事業者等に対して自主規制 を求める積極的な働きかけや事業者等と連携した活動
- イ 小中高生向けソーシャルメディア利用ガイドラインの策定等の検討

【充実する取組】

- ア 保護者向けの情報提供・情報教育の実施
- イ 既存の組織の再構築も含めた推進体制の一層の整備・充実
- ウ 保育所(園)や幼稚園,学校,児童館をはじめとする育ち学ぶ施設職員への 研修の充実
- エ ボランティア活動やスポーツ,文化活動,自然体験活動等の直接的な体験に 関する情報発信の充実

4 親支援のための取組について

(1) これまでの取組及び課題

緊急の対策を要する課題として顕在化している問題の背景には,地域の共同 関係の希薄化や子育ての孤立化,経済的な問題や生活のストレスから家庭生活 に余裕がなく,家庭教育を行うことが困難になっている状況,また,急激な社 会環境の変動に伴う子ども社会の変化に保護者が対応できていないこと等が考 えられる。

京都市においては、保育所(園)、幼稚園、児童館などの育ち学ぶ施設が、その知識・経験・場などの資源を家庭や地域に還元し、身近な地域の子育て支援拠点としての役割を果たしている。また、保護者自身が喜びと共に子どもを育んでいけるよう、お互いの思いや考え、悩みを話し合うことを通して、子育てについての不安解消や気づきを促すとともに、仲間づくりや親育ちの場につなげていくことを目指す、子どもを共に育む「親支援」プログラム「ほっこり 子育て ひろば」を作成(平成22年)、子育て支援に関わる様々な機関・団体の協力の下、同プログラムを実施し、これまで延べ2万人以上の保護者が参加している。

こうした地域ぐるみでの親支援の取組は、社会全体で子どもを育み、子育てを支援する風土づくりを進めるうえで大変重要であり、「人づくり21世紀委員会からの提言」も踏まえ、一層進めていく必要がある。

(2) 具体的な方策

育ち学ぶ施設における,親支援プログラムや一日保育士体験など,保護者が子どもを養育する者として育ち,及び学ぶことができる機会(以下「親育ちの機会」という。)の提供について,「義務化」は取組の姿勢を明確にする意味で評価できるが,それぞれの保護者が様々な状況に置かれていることを踏まえ,義務化をすることによってではなく,取組を通じて保護者同士や保護者と地域をつなげるとともに,保護者自身も地域住民の一人であるという思いを持ちながら,地域全体でこの取組を進めることが有効であり,保護者に寄り添った立場から取組の拡充を図ることが大切である。また,例えば,区役所・支所保健センターでの乳幼児健診や,小中学校の就学前健診,体験入学など,多くの保護者が参加する機会を活用した,親支援プログラムの開催等,保護者が参加しやすい仕組みづくりを行う必要がある。

加えて,インターネットの不適切利用等の今日的課題に関する保護者向けの情報発信や講座についても,充実を図っていく必要がある。

【充実する取組】

- ア 親支援プログラムの拡充(支援が必要な保護者への情報提供の一層の充実)
- イ 一日保育士体験等の親育ちの機会の提供
- ウ 保護者に対しての、児童ポルノや薬物乱用、性感染症等の緊急課題に係る情報発信や、インターネット、ソーシャルメディア等の今日的課題に対する講座の充実

5 「真のワーク・ライフ・バランス」の推進について

京都市では、人間らしくいきいきと働き、豊かな家庭生活を築き、地域社会に積極的に参加・貢献するとともに、健康で文化的に憩うときと空間を確保することを理想とする「真のワーク・ライフ・バランス」の実現に向け、推進計画を策定(平成24年3月)し、取組を推進している。

「真のワーク・ライフ・バランス」の推進は、憲章の行動理念に掲げる、子どもの健やかな育ちのための社会環境づくりや、子どもが安らぎ育つ家庭環境の形成、子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げるための取組の推進に加え、安心して家庭を築き、子どもを生み育てる喜びを実感できる社会の実現に深く関わるものである。社会のあらゆる場で憲章の実践活動を進めるうえで、保護者はもとより、地域住民においても「真のワーク・ライフ・バランス」の実現が果たせるよう、取組を進める必要がある。

こうしたことを踏まえ,現行条例の条文見直しを提言する。(第 15 条第 3 項, 第 4 項)

現行条文:事業者は、その従業員である保護者の仕事と生活の調和を図ることができるようにするため、勤務時間、休暇制度その他の労働環境の整備に努めなければならない。

改正案: 事業者は, その従業員の仕事, 子育てを含めた家庭生活, 地域活動及び 社会貢献の調和を図ることができるようにするため, 勤務時間, 休暇制 度その他の労働環境の整備に積極的に努めなければならない。

現行条文:本市は、<u>保護者</u>の仕事と生活の調和を図ることができるようにするため、 <u>保護者を使用する事業者</u>に対し啓発を積極的に行うとともに、<u>従業員で</u> <u>ある保護者</u>の子育てを支援するために必要な施策を講じなければなら ない。

改正案:本市は,市民の仕事,家庭生活,地域活動及び社会貢献の調和を図ることができるようにするため,事業者に対し啓発を積極的に行うとともに,保護者の子育てを支援するために必要な施策を講じなければならない。

6 京都市における推進体制の整備について

京都市では,条例第19条に「憲章の実践推進に必要な体制整備」を規定し, 現在,保健福祉局及び教育委員会事務局が中心となって,憲章の普及及び実践の 推進に向けた取組を展開している。

今後, 憲章の理念を京都市のあらゆる施策の展開に反映させるとともに, 幅広い市民に憲章を普及啓発し, 実践活動を喚起するため, より実効性のある推進体制の構築についても検討を進められたい。

具体的には、教育・子育てに関わる施策にとどまらず、市政のあらゆる分野の 施策を計画・実施する際、「子どもたちの今と未来のために、どのように取組を 進めるべきか」という視点が大切にされる、そうした市政の実現に期待する。

また,各行政区において市民や団体が取り組む様々な子育て支援活動をはじめ, 憲章の実践の推進につながる活動等について,区役所・支所と関係団体等を有機 的に連携させる体制や仕組みづくりについて検討を進められたい。

【今後の方向性】

- ア 市役所内の組織間での連携を一層図るために「憲章推進会議」を設置する など、実効性のある推進体制の構築
- イ 区役所・支所と連携して憲章の実践を進めるための,行政区レベル等での 推進体制の検討

第3 おわりに

京都市においては、本答申を十分に踏まえて、条例の見直しをはじめとする憲章の 実践の推進に関する具体的方策を早急に進められるとともに、そのうえで、保護者や 子どもを取り巻く厳しい状況に正面から向き合い、これを乗り越えるため、必要な施 策にスピード感を持って取り組まれることを強く求めたい。

また、必要な施策に取り組むためには、これまで以上に市役所内の各組織や区役所・支所がそれぞれの役割を果たすとともに、緊密に連携・協力することが必要不可欠である。さらに、地域や市民団体、企業等との一層の協働が求められる。幸いにして、京都には、国内はもとより、世界から評価される歴史や文化、そして「地域ぐるみの子育ての伝統」など様々な「強み」がある。これら京都の力を結集して、憲章の理念が隅々まで浸透し、子育ての喜びを実感できる社会の構築を進められることを期待する。

子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条~第9条)
- 第2章 憲章の実践に関する基本的方策(第10条~第20条)
- 第3章 憲章の実践に関する緊急の方策(第21条~第27条)
- 第4章 子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会(第28条~第30条)
- 第5章 条例の見直し(第31条)
- 第6章 雑則(第32条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもを共に育む京都市民憲章(平成19年2月5日京都市告示第355号。以下「憲章」という。)の実践に関し必要な事項を定めることにより、これを総合的に推進し、もって子どもを健やかかつ心豊かに育む社会を構築することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 子ども おおむね18歳未満の者をいう。
 - (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
 - (3) 育ち学ぶ施設 学校教育法第1条に規定する学校,同法第124条に規定する 専修学校,同法第134条第1項に規定する各種学校,児童福祉法第6条の2第 1項に規定する障害児通所支援事業,同法第6条の3各項に規定する事業その他 子どもの育成を目的とする事業を行う施設及び同法第7条第1項に規定する児 童福祉施設をいう。

(保護者の責務)

第3条 保護者は、憲章にのっとり、子どもの自ら育つ力を大切にして、子どもを健やかかつ心豊かに育み、子どもと共に成長していくよう努めなければならない。

(地域住民の責務)

第4条 地域住民は、憲章にのっとり、その地域に居住する子どもを見守り、その保護者を支え、及び子どもの健やかな成長のために保護者と連携協力を図ることができる地域社会を構築するよう努めなければならない。

(育ち学ぶ施設の設置者等の責務)

第5条 育ち学ぶ施設を設置し、又は管理する者(以下「育ち学ぶ施設の設置者等」

という。)は、憲章にのっとり、育ち学ぶ施設が所在する地域において、遊び、学習、養育又は保育を通して子どもを健やかかつ心豊かに育む拠点としての役割を果たすよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、憲章にのっとり、子どもが健やかに成長するよう配慮して事業活動を行うとともに、子どもを健やかかつ心豊かに育む社会環境の整備に努めなければならない。

(本市の責務)

第7条 本市は、憲章にのっとり、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の設置者等及び 事業者と連携協力を図りながら、子どもを健やかかつ心豊かに育む社会環境の整備 を推進しなければならない。

(関係者相互の協力)

第8条 保護者,地域住民,育ち学ぶ施設の設置者等,事業者及び本市は,家庭,地域,育ち学ぶ施設,職場その他の社会のあらゆる場において,憲章の実践を推進するよう努めるとともに,憲章の実践に関し,相互に,その果たす役割を理解し,協力し,及び補完するよう努めなければならない。

(観光旅行者等の役割)

第9条 観光旅行者その他の滞在者(以下「観光旅行者等」という。)は、市民及び本市が行う憲章を実践するための取組に協力するものとする。

第2章 憲章の実践に関する基本的方策

(子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守るための取組)

- 第10条 保護者,地域住民及び育ち学ぶ施設の設置者等は,遊び及び学習に資する 文化体験活動,自然体験活動,社会体験活動その他の体験活動の機会を子どもに提 供するよう努めなければならない。
- 2 事業者及び本市は、前項の規定による体験活動の機会の提供を支援するよう努めなければならない。
- 3 地域住民,育ち学ぶ施設の設置者等及び本市は,子どもを健やかかつ心豊かに育むための取組を企画し,及び立案するときは,子どもがその企画及び立案に参画することができる機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 本市は、市民と連携協力を図りながら、子どもの生命及び安全を脅かす問題の解 決に向けた取組に努めなければならない。

(子どもから信頼され、模範となる行動に努めるための取組)

- 第11条 市民は、法令を遵守するとともに、京都市市民憲章その他の行動規範の実践に努めなければならない。
- 2 市民は、公の秩序又は善良の風俗を害する行為をしてはならない。

(子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めるための取組)

第12条 地域住民,育ち学ぶ施設の設置者等及び事業者は,本市と連携協力を図り

ながら、保護者(保護者となる予定の者を含む。次項において同じ。)が子どもを 監護する者として育ち、及び学ぶことができる機会(以下「親育ちの機会」という。) を提供するよう努めなければならない。

- 2 保護者は、親育ちの機会を積極的に利用するよう努めなければならない。
- 3 本市は、第1項の親育ちの機会を提供する取組のほか、広く市民が行う親育ちの 機会を提供する取組を支援するために必要な措置を講じなければならない。

(子どもが安らぎ育つ家庭の生活習慣と家族のきずなを大切にするための取組)

- 第13条 保護者は、子どもの発達段階に応じた規則正しい生活習慣の確立に努める とともに、家族が家事その他の家庭生活に関わる事項を共同して行う家庭環境を形 成するよう努めなければならない。
- 2 地域住民, 育ち学ぶ施設の設置者等及び本市は, 前項の生活習慣の確立及び家庭 環境の形成に関し, 保護者を支援するよう努めなければならない。

(子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げるための取組)

- 第14条 保護者及び地域住民は、相互に連携協力し、その地域において子どもを見 守る取組を推進するよう努めなければならない。
- 2 育ち学ぶ施設の設置者等は、子ども、その保護者及び地域住民が相互に交流し、共に健やかに成長することができる機会を提供するよう努めなければならない。
- 3 事業者及び本市は、子どもを見守り、人と人とが支え合う地域のつながりを広げるために地域住民が相互に連携協力する活動を支援するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 4 地域住民,育ち学ぶ施設の設置者等及び本市は,相互に連携協力し,社会生活を 円滑に営む上での困難を有する子どもを抱え,地域社会から孤立した生活環境にあ る家庭を支援するために必要な措置を講じなければならない。

(子どもを育む自然の恵みを大切にし、社会の環境づくりを優先するための取組)

- 第15条 市民及び観光旅行者等は、子どもを健やかかつ心豊かに育む自然環境の保 全に配慮した生活様式に努めなければならない。
- 2 本市は、自然環境を生かした遊び及び市民相互の交流を図ることができる場の提供に努めなければならない。
- 3 事業者は、その従業員である保護者の仕事と生活の調和を図ることができるようにするため、勤務時間、休暇制度その他の労働環境の整備に努めなければならない。
- 4 本市は、保護者の仕事と生活の調和を図ることができるようにするため、保護者 を使用する事業者に対し啓発を積極的に行うとともに、従業員である保護者の子育 てを支援するために必要な施策を講じなければならない。
- 5 事業者は、子どもの健やかな成長を脅かす商品を子どもに提供しないよう努めなければならない。
- 6 本市は、市民と連携協力を図りながら、子どもの健やかな成長を脅かす社会環境 を改善するよう努めなければならない。

(憲章の日)

- 第16条 憲章の実践を推進する気運を醸成し、憲章に対する市民の関心と理解を深め、及び憲章の実践を推進するため、憲章の日を設ける。
- 2 憲章の日は、毎年2月5日とする。

(表彰)

第17条 市長は、憲章の実践の推進に関し、顕著な成果を収めた者及び功労があった者を表彰するものとする。

(情報の提供)

第18条 本市は、憲章の普及及び啓発を図るため、地域住民、育ち学ぶ施設の設置 者等及び事業者と連携協力を図りながら、印刷物の配布その他の方法により、憲章 の実践に関する情報の提供を行うものとする。

(施策の実施体制の整備)

第19条 本市は、憲章の実践を推進する環境を整備するために必要な体制を整備するよう努めなければならない。

(行動指針)

- 第20条 本市は、毎年度、この章及び次章に定める憲章の実践の方策に関する行動 指針を定めるものとする。
- 2 本市は、前項の行動指針を定めるに当たっては、第28条に規定する推進協議会 の意見を聴かなければならない。

第3章 憲章の実践に関する緊急の方策

(児童虐待対策)

- 第21条 本市は、児童虐待(児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童 虐待をいう。以下同じ。)の予防及び早期発見、児童虐待に対する迅速かつ適切な 対応並びに児童虐待の再発の防止のために必要な施策(以下「児童虐待対策」とい う。)を講じなければならない。
- 2 地域住民及び育ち学ぶ施設の設置者等は、自らの果たす役割を理解し、本市の児童虐待対策に積極的に協力しなければならない。

(いじめ対策)

- 第22条 育ち学ぶ施設の設置者等は、いじめの予防及び早期発見、いじめに対する 迅速かつ適切な対応並びにいじめの再発の防止のために必要な措置(以下「いじめ 対策」という。)を講じなければならない。
- 2 保護者及び地域住民は、育ち学ぶ施設の設置者等のいじめ対策に積極的に協力しなければならない。

(児童ポルノ対策)

- 第23条 本市は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条各項に規定する行為を防止するため、啓発その他の必要な措置(以下「児童ポルノ対策」という。)を講じなければならない。
- 2 保護者,地域住民,育ち学ぶ施設の設置者等及び事業者は,本市の児童ポルノ対策に積極的に協力しなければならない。

(薬物乱用対策)

- 第24条 本市は、子どもによる麻薬、大麻、覚せい剤その他の薬物の乱用を防止するため、啓発その他の必要な措置(以下「子どもの薬物乱用対策」という。)を講じなければならない。
- 2 保護者,地域住民及び育ち学ぶ施設の設置者等は,本市の子どもの薬物乱用対策に積極的に協力しなければならない。

(性感染症対策)

- 第25条 本市は、子どもの性行為感染症を予防するため、啓発その他の必要な措置 (以下「子どもの性感染症対策」という。)を講じなければならない。
- 2 保護者,地域住民及び育ち学ぶ施設の設置者等は,本市の子どもの性感染症対策 に積極的に協力しなければならない。

(インターネットの不適切利用対策)

- 第26条 保護者は、携帯電話端末その他のインターネットを利用することができる 通信端末機器(以下「携帯電話等」という。)からのインターネットへの接続によ り、子どもがその健全な成長を阻害する情報を閲覧し、又は第三者に提供しないよ う、子どもの携帯電話等の利用の必要性について検討しなければならない。
- 2 保護者は、子どもに携帯電話等を利用させるときは、事業者から、フィルタリングサービス(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(以下「青少年インターネット環境整備法」という。)第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。)で、子どもの発達段階及びインターネットを適切に活用する能力の程度に応じたものの提供を受けるとともに、子どもとの間において、インターネットの利用に関する取決めをするよう努めなければならない。
- 3 青少年インターネット環境整備法第2条第6項に規定するインターネット接続 役務提供事業者及び同条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供 事業者並びに本市は、地域住民及び育ち学ぶ施設の設置者等と連携協力を図りなが ら、子どもにインターネットを適切に利用させるための保護者の取組が円滑に実施 されるよう必要な措置を講じなければならない。

(電子・映像メディア依存対策)

- 第27条 保護者は、電子・映像メディア(インターネットその他の高度情報通信ネットワーク、テレビジョン放送又は映画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたものに係る情報を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)に対して、子どもが過度に依存しないよう良好な家庭環境を形成するよう努めなければならない。
- 2 本市は、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の設置者等及び事業者と連携協力を図りながら、次に掲げる事項について調査研究に努め、その成果に基づき、当該事項

に関し必要な措置を講じなければならない。

- (1) 子どもによる電子・映像メディアの適切な利用の在り方
- (2) 子どもの電子・映像メディアに対する過度な依存を低減するための対策
- (3) 電子・映像メディアを通じて取得する情報を子どもが正しく理解する能力の習得を促進するための施策

第4章 子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会

(推進協議会)

第28条 憲章の実践の推進に関する事項について,市長の諮問に応じ,調査し,及び審議するとともに,当該事項について市長に対し,意見を述べるため,京都市子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会(以下「推進協議会」という。)を置く。

(推進協議会の組織)

- 第29条 推進協議会は、委員30人以内をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

- 第30条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

第5章 条例の見直し

- 第31条 本市は、この条例の目的を達成するため、この条例の施行後3年以内を目途として、その施行の状況、子どもを取り巻く環境の変化並びに子どもの生命及び安全並びに健やかかつ心豊かな成長を脅かす事態の状況を勘案して必要があると認めるときは、その見直しを行い、規制その他の措置を講じるものとする。
- 2 本市は、前項の措置を講じようとするときは、推進協議会の意見を聴くとともに、市民の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。

第6章 雑則

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第20条第2項及び第4章並びに第31条第2項(推進協議会に関する部分に限る。)の規定は、市規則で定める日から施行する。

附 則(平成24年3月30日条例第55号) この条例は、平成24年4月1日から施行する。